

食中毒対応マニュアル

緊急時(災害時)給食対策マニュアル

那須塩原市永田保育園

※ 発生した時(基本は保護者のもとへ)

- ①保育課へ発生状況を報告する。 TEL0287-46-5536(FAX 0287-37-9156)
- ②保育支援システム(コドモン)で保護者に連絡をする。
 - ・連絡がつかない場合は携帯電話を使って連絡(兄弟は小さいクラスで担当)

※ 給食関係

- ①調理員が確認する。
 - ・給食室の設備等の被害の有無
(電気・水道・ガス・保管庫・冷凍庫・冷蔵庫・電子レンジ等)
 - ・調理ができる状態か否か
 - ・材料が調達できるか否か(業者の一覧表を作成する)
 - ・備蓄品の確認(備蓄品の一覧を作る)
- ②調理員が園長に報告する。
- ③園長が保育課へ報告する。
- ④全職員に状況や対応を知らせる。
- ⑤状況を口頭や保育支援システム等で随時、保護者に知らせる。

※ 給食が作れない時

- ①可能な限り給食を作る。
 - ・調達できる物で作る。(業者一覧を参考にする)
 - ・備蓄品で作る。(備蓄品を使用して献立を作る)
- ②給食が作れない時は、保護者にお弁当を用意してもらうことを連絡する。

※ 食品を備蓄する(備蓄品は一時保育室の押し入れに保管)

- ①賞味期限を考慮しながら保管する。(賞味期限がきれる前に使って補充する。)
- ②最低の備蓄食を用意する(備蓄一覧表の作成)
 - (水・缶詰・乾物・米・乾麺・調味料・紙皿・紙コップ等)

※ 記録をとる

- ①発生状況・連絡方法・対応等詳しく記録につけておく。
 - (日時・誰が・何について・どのようにしたか)